

農林水産業経営改善支援事業実施要領

令和6年10月1日付け6農産第872号
農林水産部長通知

第1 趣 旨

知事は、燃料や肥料価格等の生産コストが高騰し、コスト上昇分の生産物への価格転嫁も困難な中、経営改善を図るために商品の高付加価値化や販売力の強化等に取り組む農林水産業者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 事業の内容等

本事業の事業実施主体、事業内容、採択基準、補助率等については、別表1のとおりとする。

第3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費であって、別表2のとおりとする。

なお、人件費、旅費、燃料代、宿泊費、家賃、既存設備等の改修費（機能回復）、支払利息、損失補填、不動産購入費、振込手数料、決済手数料、官公庁に支払う手数料、租税公課（消費税及び地方消費税を含む。）、飲食接待費その他の補助金の使途として不適切な経費並びに内訳が不明な経費（諸経費等）及び帳簿又は証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は補助対象外とする。

第4 事業の実施等

1 交付申請

- (1) 事業実施主体は、規則第5条の規定により、補助金交付申請書（別記第1号様式）に普及指導員、家畜保健衛生所職員、林業普及指導員又は水産業普及指導員（以下「普及指導員等」という。）と協議の上、作成した事業実施計画書（別記第2号様式）を添付して、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則第7条に規定する補助金の交付決定を行うものとする。
- (3) 補助金の交付を申請することができる補助対象事業の件数は、事業実施主体毎に1件とする。
- (4) 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、規則第9条の規定により、補助金変更承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の増又は3割を超える減
- (2) 事業費の3割を超える増減
- (3) 事業内容の追加又は変更
- (4) 事業実施主体の変更又は事業実施主体の代表者の変更

3 補助事業の中止又は廃止

事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止又は廃止承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業の遅延等の報告

事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書（別記第5号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

5 実績報告

- (1) 事業実施主体は、事業が完了したときは、規則第13条の規定により速やかに、補助金実績報告書（別記第6号様式）に普及指導員等の確認の上作成した事業実施報告書（別記第7号様式）を添付し、知事に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

6 証拠書類の保存等

事業実施主体は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

7 財産の管理及び処分

事業実施主体は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得しその価格が50万円以上の財産について、取得財産管理台帳（別記第6号様式別紙2）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

8 事業の実施

この事業の円滑かつ確実な実施を図るため、普及指導員等が市町村や関係団体等と連携し、事業実施状況の確認や経営改善に向けた助言等の伴走支援を実施するなど、府は各段階において事業実施主体の指導及び支援に当たることとする。

9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- (1) 事業実施主体は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第8号様式による報告書を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

第5 書類の提出

この要領に基づき提出する書類は、別表3に定める資料の提出先に提出するものとする。

第6 事業の実施期間

本事業の実施期間は、交付決定年度の2月末までとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和6年7月1日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。

【別表1】

事業実施主体	<p>年間販売金額が概ね2,000万円以下の農林水産業者又は当該農林水産業者を中心に組織された団体</p> <p>※ただし、知事が必要と認める場合はこの限りでない。</p>
事業内容	<p>事業実施主体が取り組む、次の各号に掲げる新規チャレンジの区分に応じ、事業の実施に必要な経費に対して助成する。</p> <p><u>1 商品差別化又は農林水産物の付加価値向上につながる取組</u></p> <p>(1) 売上げ拡大のための販売促進に係る経費</p> <p>1) 新たな商品パッケージ、販売促進ツール等の作成に係る経費</p> <p>2) 名刺・チラシの作成、ロゴ看板、レシピ動画等の作成に係る経費</p> <p>3) その他、知事が必要と認める経費</p> <p>(2) 加工品の試作、商品化に係る経費</p> <p>1) 商品開発のための加工機器の導入や長期保存が可能な包装機器の導入等に係る経費</p> <p>2) その他、知事が必要と認める経費</p> <p><u>2 生産者の安心・安全対策につながる取組</u></p> <p>防犯対策に係る経費</p> <p>防犯カメラやのぼり等の防犯対策物品設置に係る経費</p> <p>※1と2の取組支援は併用不可。</p>
採択基準	<p>次の各号に掲げる条件を全て満たすこと</p> <p>1 「商品差別化」「農林水産物の付加価値向上」等の分野において、経営の改善に向けた、新規チャレンジに関する計画を策定していること。</p> <p>2 普及指導員等による伴走支援のもと事業が実施できる体制であること。</p> <p>3 事業実施報告書が令和7年2月28日までに提出されることが確実と見込まれること。</p>
補助率等	<p>事業内容1については以下の通り。</p> <p>1 補助率 2/3以内</p> <p>2 補助上限額 1事業実施主体あたり20万円</p> <p>3 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p> <p>事業内容2については以下の通り。</p> <p>1 補助率 1/2以内</p> <p>2 補助上限額 1事業実施主体あたり10万円</p> <p>3 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。</p>

【別表2】

補助対象経費一覧

費目	内容	留意点
原材料費・ 資材費	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな加工品の試作に必要な原材料費 ・新たにデザインした出荷袋、真空パック等の商品差別化や付加価値向上に必要な資材に係る経費等 ・のぼり等の防犯対策に必要な資材に係る経費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品開発の際に行うマーケティング、商品差別化や付加価値向上に要するもの限り、通常販売商品の原材料費は補助対象外 ・自社で生産したものは補助対象外 ・新たな取組に対する経費が対象であり、通常の生産に係るものは対象外 ・原則、事業実施期間中に使い切れなかったものは補助対象外
使用料・ 賃借料	商品宣伝に必要な機械及び機器、会場、加工施設等の借りに係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間外の使用に係る経費は補助対象外 ・パソコン、コピー機など汎用性の高い物品は補助対象外
通信運搬費	配送に係る経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・電気代、電話代、インターネット利用料等は補助対象外
広告宣伝費	販売促進に係る経費(名刺・チラシ・HP等の作成等)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で新たに実施する取組以外のものに係る経費は補助対象外 ・ネットショップの販売手数料は補助対象外
委託・ 役務費	新たな商品パッケージデザインやレシピ動画等の宣伝動画作成などに係る経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の開発や試作品の製造等、本事業の根幹をなす業務の全てを委託することは不可 ・税理士、弁理士等の費用や本補助金の申請に係るコンサルタント経費等は補助対象外
機械・設備 整備費	<p>①加工機器の導入や加工品及び加工品の長期保存を可能とする包装機器の導入など、農産物の付加価値向上につながる機械の導入に係る経費 (業務用小型バッチフリーザー、真空パック包装機など)</p> <p>②防犯カメラ等の防犯対策物品設置に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間外の使用に係る経費は補助対象外 ・調理器具は業務用又はその事業専用のものであるとする ・中古品の購入は補助対象とするが、残存耐用年数が3年以上のものとし、型式や年式が記載された見積もりを2社以上から取得すること。なお、購入した中古品の故障や不具合に係る修理費用及び購入品の故障や不具合等により使用ができなかった場合に係る購入経費は、補助対象外 ・防犯カメラ等の設置については、農林水産物のほ場等に限る

(注1) 人件費、旅費、燃料代、宿泊費、家賃、既存設備等の改造費(機能回復)、支払利息、損失補填、不動産購入費、振込手数料、決済手数料、官公庁に支払う手数料、租税公課、飲食接待費その他の補助金の使途として不適切な経費並びに内訳が不明な経費(諸経費など)及び帳簿又は証憑等により適切な経理処理が行われたことが確認できない経費は、本補助金の補助対象外とする。

(注2) 知事が必要と認める場合は、補助対象経費一覧に記載の経費に限らない。

【別表3】

交付事務機関

分野		事業実施主体が所在する市町村	資料の提出先
農業		京都乙訓地域(京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町)	京都府農林水産部農産課
		京都乙訓地域以外	事業実施主体が所在する市町村を所管する京都府広域振興局(農業改良普及センター)
畜産業		全市町村	京都府農林水産部畜産課
林業		京都乙訓地域(京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町)	京都林務事務所
		京都乙訓地域以外	事業実施主体が所在する市町村を所管する京都府広域振興局農林商工部森づくり推進課
漁業	海面	全市町村	京都府水産事務所
	内水面	全市町村	京都府農林水産部水産課